

## はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、中でも少子高齢化の進行による15歳~64歳までの生産年齢人口の減少は深刻であり、社会的・経済的活力の低下が懸念されています。さらに、家族形態やライフスタイルの変化など、人々の価値観や生活環境も多様化しています。

また、近年頻発する大規模災害では避難所等での性差にかかわる様々な問題、新型コロナウイルス禍における外出自粛要請下では配偶者等に対する暴力や女性の家事負担増加などの問題が浮き彫りになりました。



このような時代に対応し、活力ある社会をつくるためには、「誰もが、互いにその人権を 尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会」の実 現が重要となっています。

大泉町では、平成28年に策定した『第三次大泉町男女共同参画推進計画』に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し各施策を展開してきましたが、計画策定にあたり実施した住民意識調査では、今なお性別による役割への固定観念が存在しているという結果となり、男女共同参画社会の実現に向けてまだ課題が残されているといえます。

以上のような社会情勢の変化やこれまでの計画の成果と課題を踏まえ、『第四次大泉町男女共同参画推進計画』を策定いたしました。本計画は、これまでの基本理念を継承しながら、多様性を認め尊重するまちづくり、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策など、前計画策定後に発生した新たな課題の解消に向け取組を拡充するとともに、「DV防止に関する基本計画」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画」としても位置づけています。

本町の男女共同参画社会の実現には、事業者、関係団体や町民の皆様と行政が一体となって取組を進めていくことが大変重要です。今後ともより一層のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました大泉町男女共同 参画推進計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、住民意識調査やパブリックコメント等にご 協力いただいたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

大原町長村山俊明

## 第四次大泉町男女共同参画推進計画

## 目 次

Ι	†画策定にあたって	1
1	策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置付けと性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	国・県の動き	3
$\Pi$	て泉町の現状と課題	4
1	人口等の動向	4
2	住民意識調査結果	12
3	調査結果抜粋	13
4	住民意識調査からの課題	24
5	平成27年実施アンケートとの比較	31
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	†画の基本的事項	36
1	計画の基本理念	36
2	計画の目標	37
3	計画の体系	38
IV	基本課題と施策の展開	40
重	記目標1 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重	40
重	記目標2 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が尊重される環境づくり	48
重	記目標 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進	56
重	記目標 4 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理	66
V	†画の推進	70
1	計画の推進体制	70
2	計画の評価方法	71
資料	<u> </u>	72
1	計画策定の経緯	72
2	第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要網	73
3	第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会名簿	
用語		77

# 1 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮しあうことができる社会です。

日本国憲法には個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、この憲法のもと、法律や 制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

国では、さらなる女性活躍加速のための取組が進められており、平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律\*」が公布されました。この法律は令和元年に一部改正され、一般事業主行動計画の策定義務対象の拡大やハラスメント防止対策の強化等の措置が盛り込まれました。また、平成30年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律\*」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことが基本原則とされました。

一方、国際的な動きとしては、平成27年9月の国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs\*)が採択され、17の目標の中の1つに「ジェンダー\*平等の実現」が掲げられました。世界経済フォーラム(WEF)が令和元年12月に発表した我が国のジェンダー・ギャップ指数(男女格差指数)は153カ国中121位となっており、厳しい環境となっています。豊かで活力ある持続可能な社会を実現するためには、さらなる男女共同参画の推進が不可欠であり、次世代を担う女性・女児の能力向上(エンパワーメント\*)のための取組を強化していかなければなりません。また、育児・介護支援や配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶など、安心して暮らせる社会づくりに向けた取組も重要となります。

本町では、平成28年3月に「第三次大泉町男女共同参画推進計画」(以下、「第三次推進計画」という)を策定しました。第三次推進計画における令和元年度末までの進捗状況を調査したところ、計画の122事業ほぼ全ての事業で「達成」「やや達成」の評価となっており、概ね計画通りに事業が進行しています。今後も、これらの事業を継続することによって、より一層の男女共同参画が図られるものと考えられます。

本計画は、第三次推進計画の計画期間が、令和2年度で終了するにあたり、これまでの取組の成果と検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組を示し、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」を策定しました。

\* 用語集に解説を掲載しています

## 2 計画の位置付けと性格

- (1)「男女共同参画社会基本法\*」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」 として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合 的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2)国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「群馬県男女共同参画基本計画(第5次)」 を勘案した計画です。
- (3)「大泉町みらい創造羅針盤〜大泉町総合計画2019〜」の部門別計画の一つであり、「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」等、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定したものです。
- (4) 本町の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づくまちづくりを推進するものです。
- (5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律\*」第2条の3、第3項に基づく「市町村基本計画」を含みます。
- (6)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度~令和7年度までの5年間とします。

## 4 計画の策定体制

策定体制としまして、次の組織を設置しました。

- (1) 大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会
- (2) 大泉町男女共同参画推進計画策定委員会
- (3) 大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に町民意見をより反映できるよう努めました。

## 5 国・県の動き

年	世界	日 本	群馬県
昭和50年 (1975年)	●第1回世界女性会議「国連婦人年世界会議」(メキシコ) 「世界行動計画」を採択		
昭和52年 (1977年)		●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館開館	
昭和54年 (1979年)	●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総 会で採択		●群馬県婦人問題懇話会を設置
昭和55年 (1980年)			●「新ぐんま婦人計画」策定
昭和60年 (1985年)		●「男女雇用機会均等法*」公布 ●「女子差別撤廃条例*」批准	●国連婦人の10年最終年記念 群馬大会
平成3年 (1991年)		●「育児休業法」公布	
平成7年(1995年)		●「育児休業法」が「育児・介護 休業法*」に改正	
平成8年 (1996年)		●「男女共同参画2000年プラン」 策定	
平成11年 (1999年)		●「男女共同参画社会基本法」 公布・施行	●「99 新潟・福島・群馬三県女性 サミット」を群馬県で開催
平成12年 (2000年)		●「男女共同参画基本計画」を策定 ●「ストーカー規制法*」公布・施行	
平成13年 (2001年)	●第45回国連婦人の地位委員会 開催(ニューヨーク)	● 「配偶者からの暴力防止及び被害 者の保護に関する法律」 (DV防止法)公布・施行	●「ぐんま男女共同参画プラン」 策定
平成16年 (2004年)			●「群馬県男女共同参画推進条例」 制定
平成17年 (2005年)		●「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定	
平成18年 (2006年)			●「群馬県男女共同参画基本計画 (第2次)」策定
平成19年 (2007年)		●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動 指針」策定	
平成21年(2009年)			●「ぐんまDV対策基本計画 (改訂版)」の策定 ●「ぐんま男女共同参画センター (愛称:とらいあんぐるん)」設置
平成22年 (2010年)		●「第3次男女共同参画基本計画」 策定	
平成23年 (2011年)			●「群馬県男女共同参画基本計画 (第3次)」策定
平成25年 (2013年)		●「ストーカー規制法」改正	
平成27年(2015年)	●国連サミットで「持続可能な開発 目標(SDGs)」が採択	●「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」公布・施行 ●「第4次男女共同参画基本計画」 策定	●「ぐんま女性活躍大応援団」開始 ●「ぐんま輝く女性表彰」開始
平成28年(2016年)			●「群馬県男女共同参画基本計画 (第4次)」策定
平成30年 (2018年)		●「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布・施行	
令和元年 (2019年)		●「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」改正	



## || 大泉町の現状と思題

## 1 人口等の動向

#### (1)人口動態

#### ①人口等の推移

本町の人口推移をみると、微増傾向となっています。

また、高齢者人口割合(65歳以上)は上昇を続けており、令和2年には22.5%と、約5人に1人が65歳以上となっています。

一方、年少人口割合(15歳未満)は平成27年で13.5%だったものが、令和2年には12.7%とやや減少しています。

#### 人口等の推移

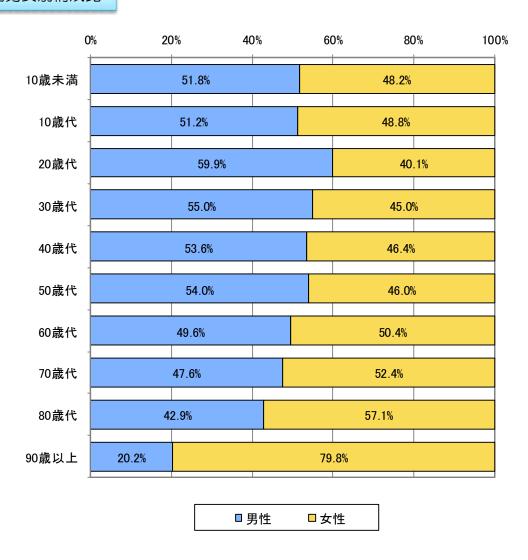


※資料:住民基本台帳(各年4月1日)

## ②世代別の男女構成比

世代別の男女構成比をみると、50歳代までは男性の割合が高いものの、60歳代以上では女性の割合が男性の割合を上回っており、世代が高くなるにつれて女性の割合が高くなっています。

#### 年代別男女別構成比

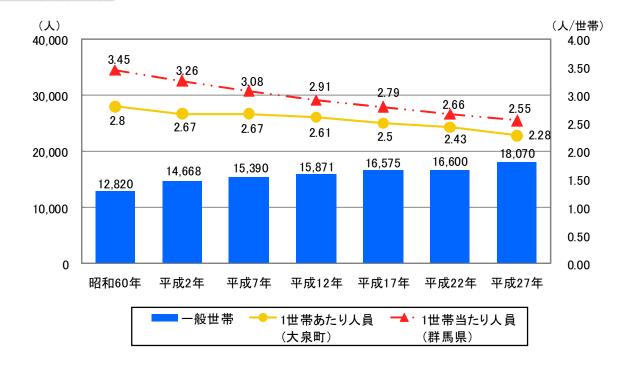


※資料:住民基本台帳(令和2年4月1日)

#### ③世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本町における一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、平成27年時点で2.28人と、世帯の小規模化(単身世帯など)が進行しています。

#### 世帯数等の推移



- ■一般世帯とは、次のものをいいます。
  - 1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の 世帯に含めています。
  - 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
  - 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

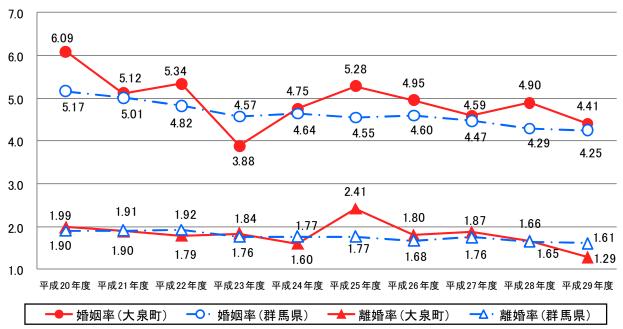
#### (2)婚姻・離婚の状況

## ①婚姻率・離婚率の推移の状況

本町の婚姻率は県平均を概ね上回っていますが、平成23年は大きく減少しました。また、離婚率は概ね県平均と同様でしたが、平成25年では県平均を大きく上回り、2.41件/人口千人対となっています。

#### 婚姻率・離婚率の推移



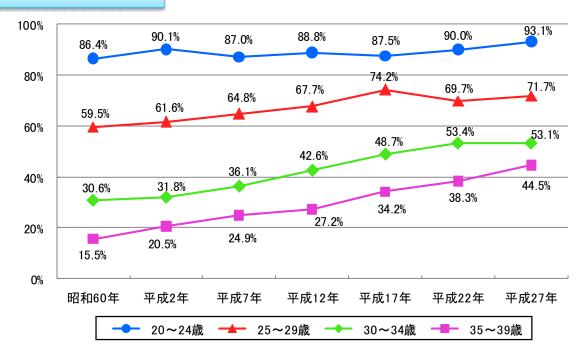


※資料:群馬県健康福祉統計

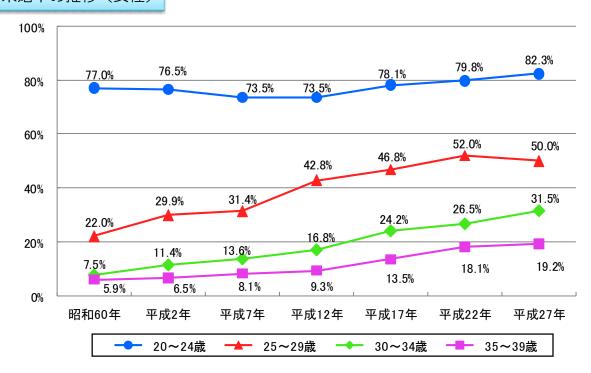
### ②未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、25歳以上での上昇は依然として続いており、非婚化・晩婚化の進行が伺えます。

#### 未婚率の推移 (男性)



#### 未婚率の推移(女性)



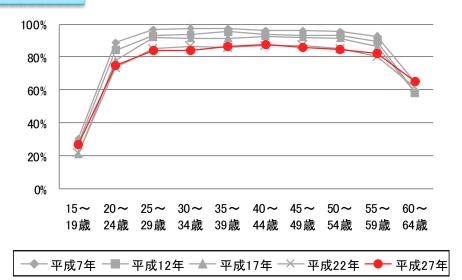
#### (3) 就業状況等の推移

#### ①男女別就業状況

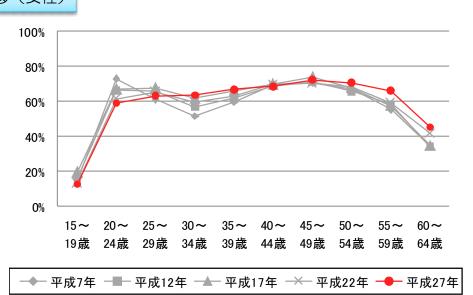
男性の就業率は、社会経済の悪化に伴い年ごとに低下していますが、反対に女性では、 特に25歳以上で就業率の上昇がみられ、働く女性の割合が増えたことを示しています。

また、女性の就業率を年齢に沿ってみていくと、いわゆる「M字型曲線\*」を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向があることがわかります。しかし、平成17年、平成22年と30歳前後でのカーブが徐々に緩やかになっており、平成27年ではかなり改善され、女性の就業率が高まっています。

#### 就業率の推移 (男性)



#### 就業率の推移(女性)

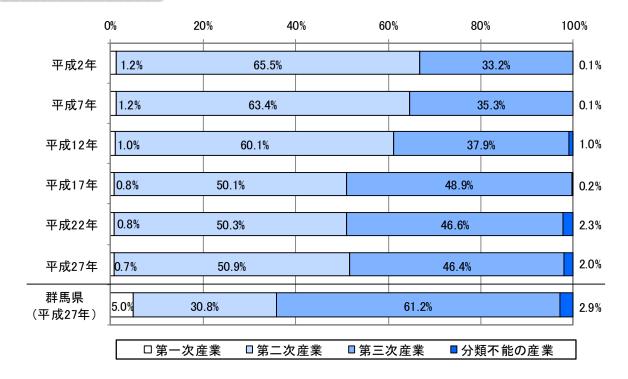


#### ②産業別就業人口の推移

産業別就業者の割合の推移をみると、第一次産業及び第二次産業の減少がみられましたが、平成27年では第二次産業が微増しています。また、第三次産業の増加傾向がみられましたが、平成27年では微減しています。

平成27年度では、全就業者の半数以上が第二次産業に従事しており、県平均と比較しても高い割合となっています。

#### 産業別就業率の推移



#### ③産業別女性の就業人口

平成27年の産業別(大分類)就業状況をみると、就業者全体では製造業に従事する人の割合が46.6%を占め最も多く、次いで卸売業・小売業(11.6%)、医療・福祉(7.8%)と続きます。

一方、女性の産業別就業状況をみると、業種ごとの就業者に占める女性の割合は「漁業」「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」で50%を超えています。こうした業種では、就業者の半数以上を女性が占め、女性労働力が重要なポイントを占めていることがわかります。

#### 産業別女性の就業人口(平成27年)

人口区分産業区分		全就業	人口	女性就業人口			
		人数 (人) (A)	全就業 人口に 占める 割合 (%) (A/AC)	人数 (人) (B)	全就業 人口に 占める 割合 (%) (B/AC)	女性就業人 ロに 占める 割合(%) (B/BC)	業種別 総数のる 割合 (%) (B/A)
総数	牧(C)	20,686	100.0	7,887	38.13	100.0	38.1
第	農業	144	0.7	38	0.18	0.5	26.4
_	林業	1	0.0	0	0.00	0.0	0.0
次	漁業	1	0.0	1	0.00	0.0	100.0
笙	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	0	0.00	0.0	0.0
第二次	建設業	886	4.3	144	0.70	1.8	16.3
火	製造業	9,650	46.6	2,540	12.28	32.2	26.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	53	0.3	5	0.02	0.1	9.4
	情報通信業	210	1.0	44	0.21	0.6	21.0
	運輸業、郵便業	1,106	5.3	293	1.42	3.7	26.5
	卸売業、小売業	2,395	11.6	1,293	6.25	16.4	54.0
	金融業、保険業	238	1.2	150	0.73	1.9	63.0
	不動産業、物品賃貸業	199	1.0	89	0.43	1.1	44.7
第	学術研究、専門・技術サービス業	315	1.5	92	0.44	1.2	29.2
次	宿泊業、飲食サービス業	816	3.9	525	2.54	6.7	64.3
	生活関連サービス業、娯楽業	554	2.7	345	1.67	4.4	62.3
	教育、学習支援業	604	2.9	387	1.87	4.9	64.1
	医療、福祉	1,612	7.8	1,268	6.13	16.1	78.7
	複合サービス事業	96	0.5	50	0.24	0.6	52.1
	サービス業(他に分類されないもの)	1,026	5.0	345	1.67	4.4	33.6
	公務(他に分類されるものを除く)	370	1.8	137	0.66	1.7	37.0
	その他	409	2.0	141	0.68	1.8	34.5

※資料:平成27年国勢調査

※網掛けの業種は、業種別の総数に占める女性の割合が50%以上の業種

## 2 住民意識調査結果

#### 調査結果概要

#### (1)調査の目的

「第四次大泉町男女共同参画推進計画」を策定するにあたり、町民の男女共同参画に 関する意識の把握及び町が取組むべき施策の基礎資料とするため、住民意識調査を実施 しました。

#### (2)調査実施期間

令和2年2月13日(木)~令和2年3月6日(金)

#### (3)調査実施対象者

町内在住の18歳以上の方を無作為抽出。合計1,200名

#### (4)調査票の配布・回収方法

返信用封筒を同封して発送・郵送回収

#### (5)調査票の回収数及び有効回収率

対象	配布数	回収数	回収率	
町民	1,200	391	32.6%	

※有効回収数 391名 (男性 172名 女性 216名 その他 3名)

#### (6) その他

- ・比率はすべて百分率(%)で表し、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。このため、合計比率が100%に満たない場合や超える場合があります。
- ・質問が複数回答となる問は、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい質問です。 このため、合計比率が100%を超える場合があります。

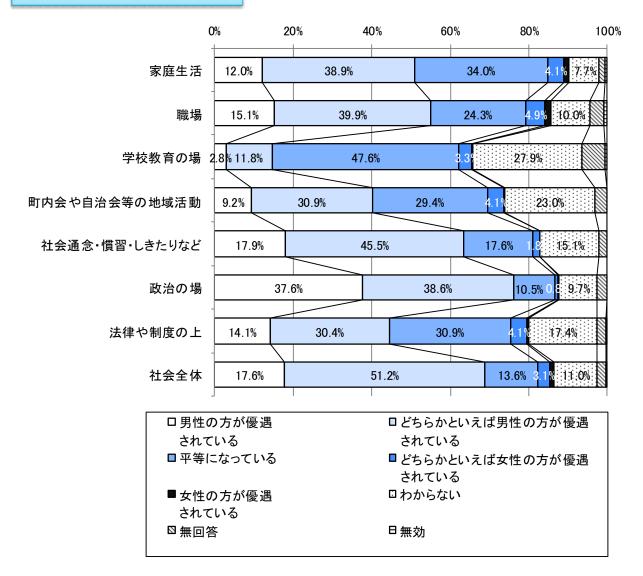
## 3 調査結果抜粋

#### ①男女平等に関する意識について

#### あなたは、次のような分野で男女は平等になっていると思いますか。

「男女平等になっている」と回答した方が最も多い項目は「学校教育の場」の47.6%となっています。また、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した方が最も多い項目は「政治の場」の76.2%となっており、続いて「社会全体」68.8%、「社会通念・慣習・しきたりなど」63.4%となっています。一方、「女性の方が優遇されている」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した方は各項目で低い割合となっています。

#### 分野ごとの男女平等について

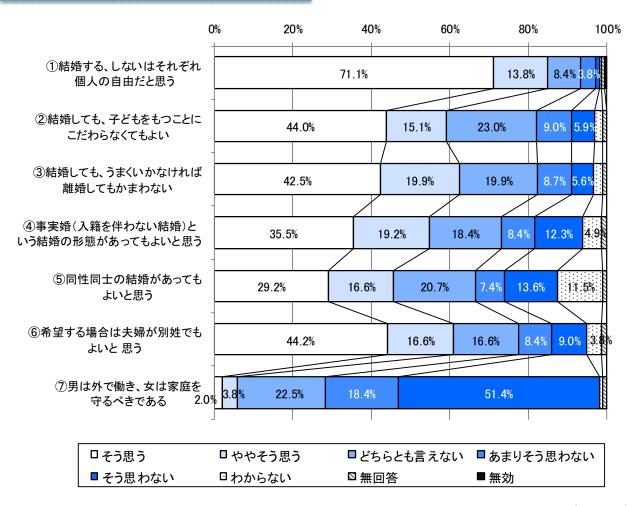


#### ② 結婚や家庭生活について

### あなたは、結婚や家庭生活に関する次の考え方について、どう思いますか。

「① 結婚する、しないはそれぞれ個人の自由だと思う」、「② 結婚しても、子どもをもつことにこだわらなくてもよい」、「③ 結婚しても、うまくいかなければ離婚してもかまわない」、「④ 事実婚(入籍を伴わない結婚)という結婚の形態があってもよいと思う」、「⑤ 同性同士の結婚があってもよいと思う」、「⑥ 希望する場合は夫婦が別姓でもよいと思う」の項目において、一番割合が高かったのは「そう思う」の回答で、それぞれ71.1%、44.0%、42.5%、35.5%、29.2%、44.2%となっています。「⑦ 男は外で働き、女は家庭を守るべきである」の項目に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した方は5.8%となっています。

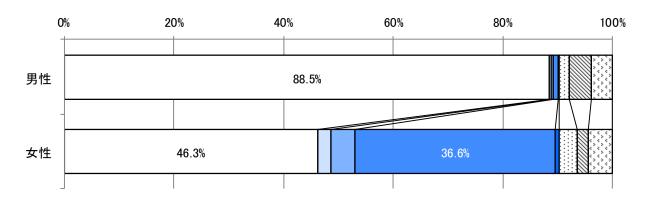
#### 結婚や家庭生活に関する考え方について



### あなたは、男女が職業を持つことについて、どう思いますか。

男性の場合、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と回答した方が最も多く、88.5%となっています。女性の場合、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と回答した方が最も多く46.3%、続いて「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」の36.6%となっています。

#### 男女が職業を持つことについて



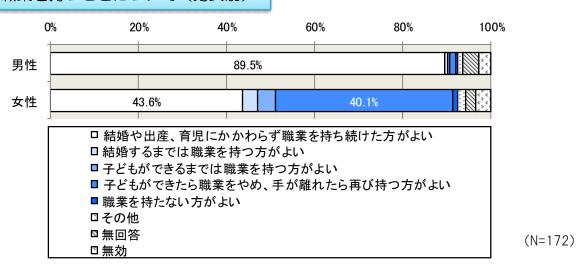
- □ 結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい
- □結婚するまでは職業を持つ方がよい
- ■子どもができるまでは職業を持つ方がよい
- 子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい
- ■職業を持たない方がよい
- □その他
- ☑ 無回答
- □無効

#### 【男女別集計】

#### ①男性の場合

「男性の場合」では、多くの方が男性は「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と回答しています。一方、女性については「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」と回答した方がそれぞれ40%台となっています。

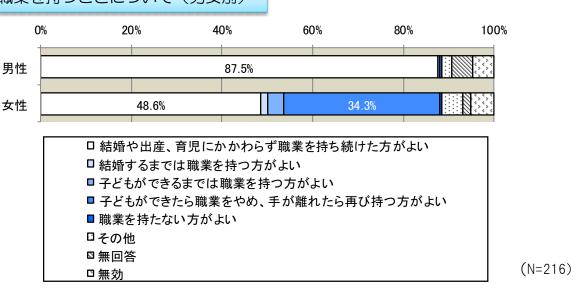
#### 男性が職業を持つことについて(男女別)



#### ②女性の場合

「女性の場合」では、男性は「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と回答した方が多くなっています。女性は、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」が「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」と回答した方よりやや割合が高くなっています。

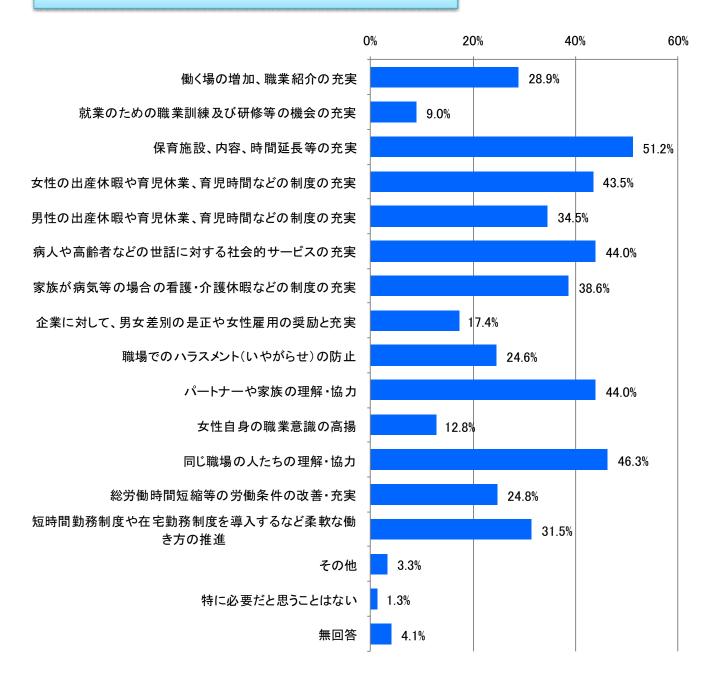
#### 女性が職業を持つことについて(男女別)



#### 男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なことは何だと思いますか。

「保育施設、内容、時間延長等の充実」と回答した方が51.2%と最も多く、続いて「同じ職場の人たちの理解・協力」の46.3%となっています。

#### 男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なこと

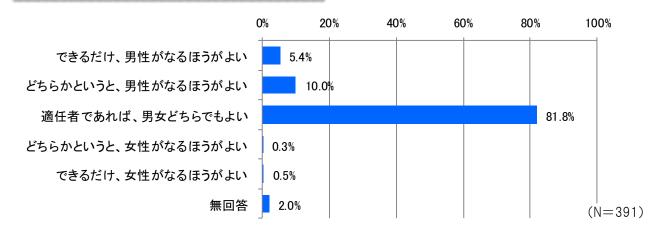


#### ④社会活動・地域活動について

## あなたは、自治会長や町内会長、地域の防災組織のリーダーなど、地域活動にかかわる 役職の性別についてどう思いますか。

「適任者であれば、男女どちらでもよい」と回答した方がほとんどで、81.8%となっています。

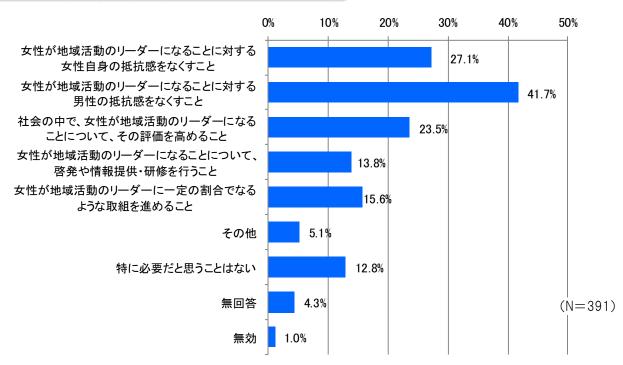
#### 地域活動にかかわる役職の性別について



## あなたは、自治会長や町内会長、地域の防災組織のリーダーなど、女性が地域活動の リーダーとなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」と回答した方が41.7%と最も多く、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が次に多く、27.1%となっています。

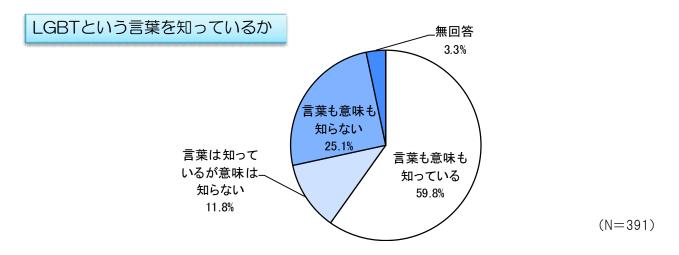
#### 女性が地域活動のリーダーとなることについて



#### あなたは、「LGBT\*」という言葉を知っていますか。

「言葉も意味も知っている」と回答した方が最も多く、59.8%となっています。

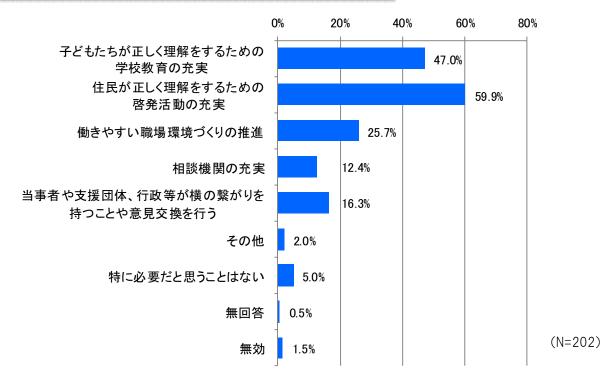
一方、「言葉も意味も知らない」と回答した方は25.1%となっています。



# あなたは、LGBTなどの性的少数者の人々が生活しやすくなるためにどのようなことが必要だと思いますか。

「住民が正しく理解をするための啓発活動の充実」と回答した方が最も多く、59.9%となっています。続いて、「子どもたちが正しく理解をするための学校教育の充実」の47.0%、「働きやすい職場環境づくりの推進」の25.7%となっています。

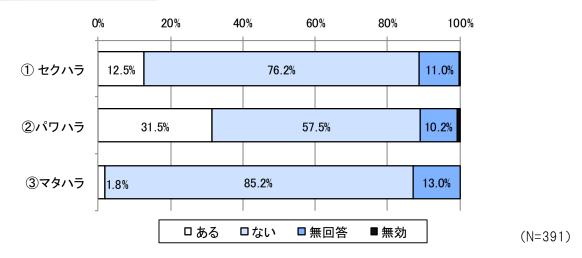
#### 性的少数者の人々が生活しやすくなるために必要なこと



## あなたは、次のようなハラスメントを経験したり、身近で見たり聞いたりしたことが ありますか。

ハラスメントを受けた経験について、「ある」と回答した方が一番多かった項目は「パワハラ\*」の31.5%となっています。

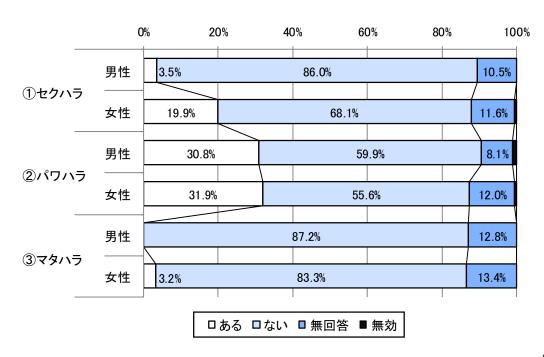
#### ハラスメントを受けた経験



#### 【男女別集計】

セクハラ\*、マタハラ\*は男性よりも女性の方が受けたことが「ある」という回答が多く、 パワハラは男女いずれも30%程度の方が受けたことが「ある」と回答しています。

#### ハラスメントを受けた経験(男女別)



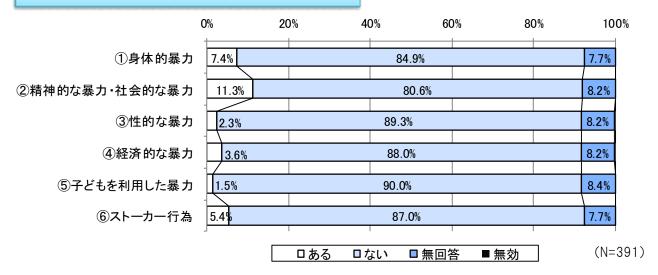
(男性N=172)

(女性N=216)

## あなたは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力 (ドメスティック・バイオレンス (DV\*)) を受けた経験がありますか。

ドメスティック・バイオレンスを受けた経験について、「ある」と回答した方が一番多かった項目は「精神的な暴力・社会的な暴力」の11.3%となっています。次に多かった項目は「身体的暴力」7.4%、ストーカー行為5.4%となっています。

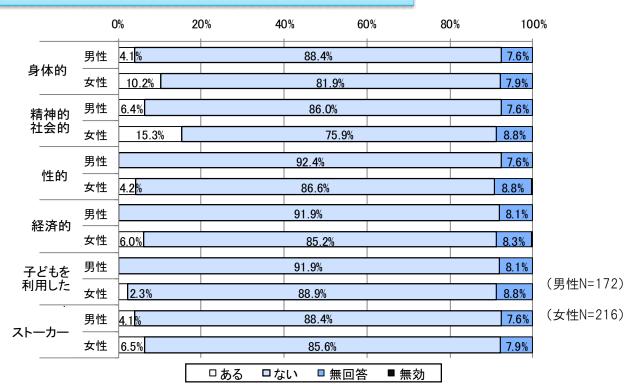
#### ドメスティック・バイオレンスを受けた経験



#### 【男女別集計】

すべてのハラスメントにおいて、受けた経験が「ある」と回答した方は女性が多くなっています。最も多かった項目は男女ともに「精神的・社会的な暴力」となっています。

### ドメスティック・バイオレンスを受けた経験(男女別)

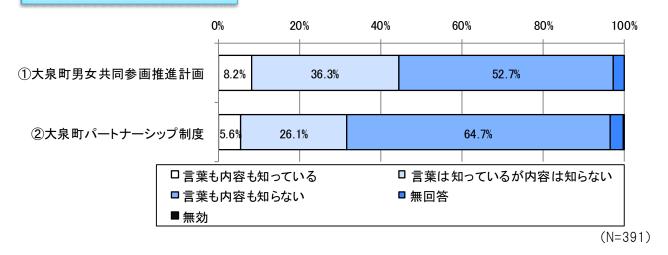


#### ⑥男女共同参画社会について

#### あなたは、次にあげる計画・制度について知っていますか。

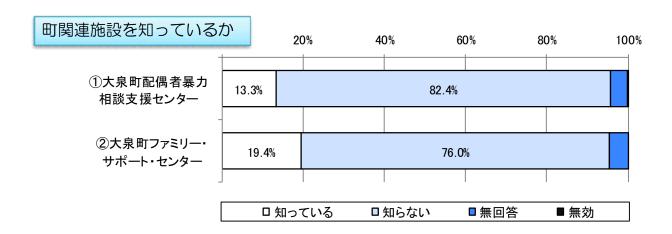
「①大泉町男女共同参画推進計画」、「②大泉町パートナーシップ制度\*」両項目とも「言葉も内容も知らない」と回答した方が多く、それぞれ、52.7%、64.7%となっています。

#### 計画・制度を知っているか



#### あなたは、次にあげる町関連施設について知っていますか。

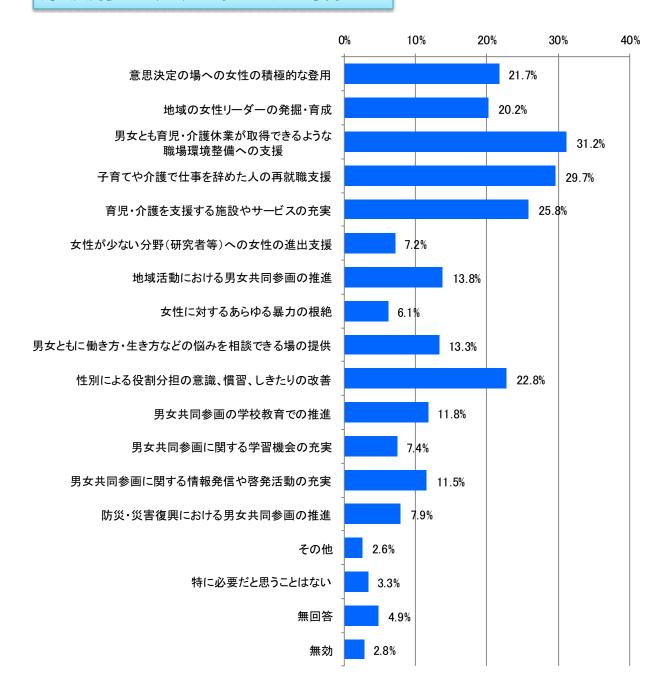
「①大泉町配偶者暴力相談支援センター\*」、「②大泉町ファミリー・サポート・センター\*」 両項目とも「知らない」と回答した方が多く、それぞれ、82.4%、76.0%となっています。



#### 今後、大泉町で男女共同参画を推進するために、どのようなことが必要だと思いますか。

「男女とも育児・介護休業が取得できるような職場環境整備への支援」と回答した方が3 1.2%と最も多く、続いて、「子育てや介護で仕事を辞めた人の再就職支援」の29.7%、「育 児・介護を支援する施設やサービスの充実」の25.8%となっています。

#### 男女共同参画の社会づくりのために必要なこと



## 4 住民意識調査からの課題

※全体集計は、回答者属性において、「性別:その他(または答えたくない)」と回答した3名、「年齢:無回答」 の2名を含みます。したがって、男女別、年代別集計の回答者数は全体の回答者数とずれがあります。

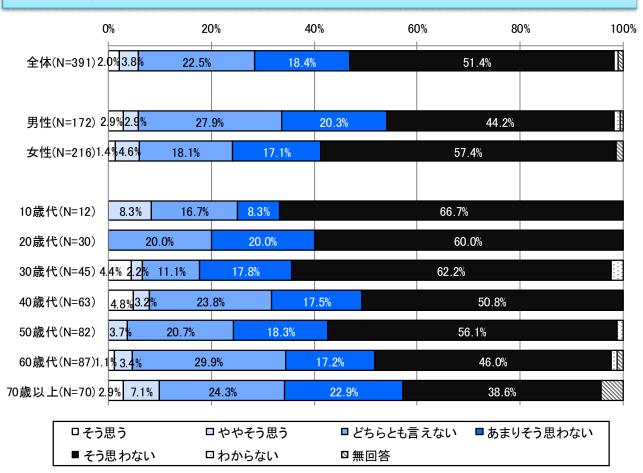
#### ①「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について

「そう思わない」と回答した方が51.4%と最も多く、「あまりそう思わない」という回答と合わせると半数以上(69.8%)となり、「そう思う」「ややそう思う」という回答を合わせた割合(5.8%)を大きく上回っています。

このことから、回答者の半数以上の方が、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」 という考え方を否定していることがわかります。

この回答を性別・年齢別に見ると、性別では、男性よりも女性の方が否定的な意見が多く、年齢では、30歳代、20歳代、50歳代の順で否定的な意見が多くなっています。また、すべての年齢において過半数以上の方がこの考え方に否定的な意見を示しており、全体的に男女共同参画の意識が根付いているといえます。

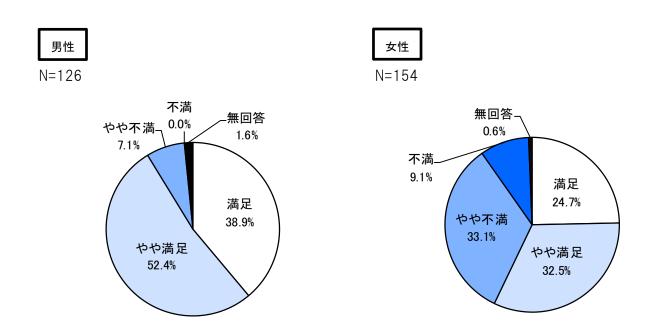
#### 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について(男女別、年代別)



## ②家庭での役割分担について

配偶者(事実婚を含む)・パートナーのいる方に対し、家庭生活における今の役割分担についてどう思うかという問いにおいては、男性の場合「満足」、「やや満足」と回答した方は91.3%いるのに対し、女性の場合「満足」、「やや満足」と回答した方は57.2%と大きな差があります。

### 家庭生活における今の役割分担について(男女別)

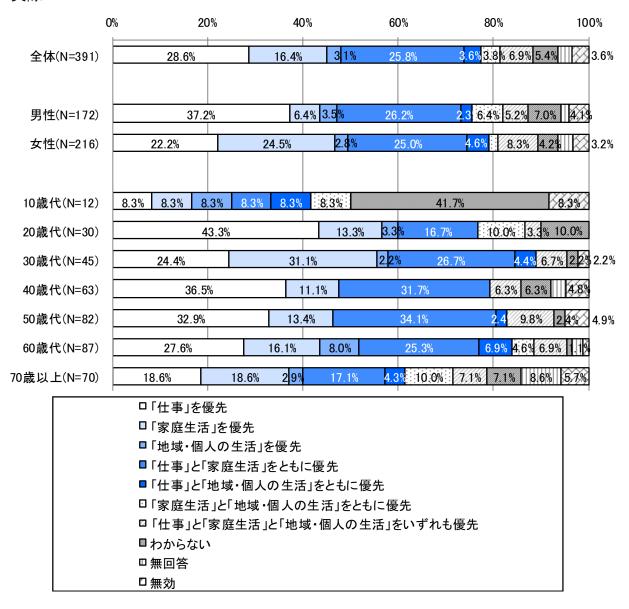


#### ③働き方について

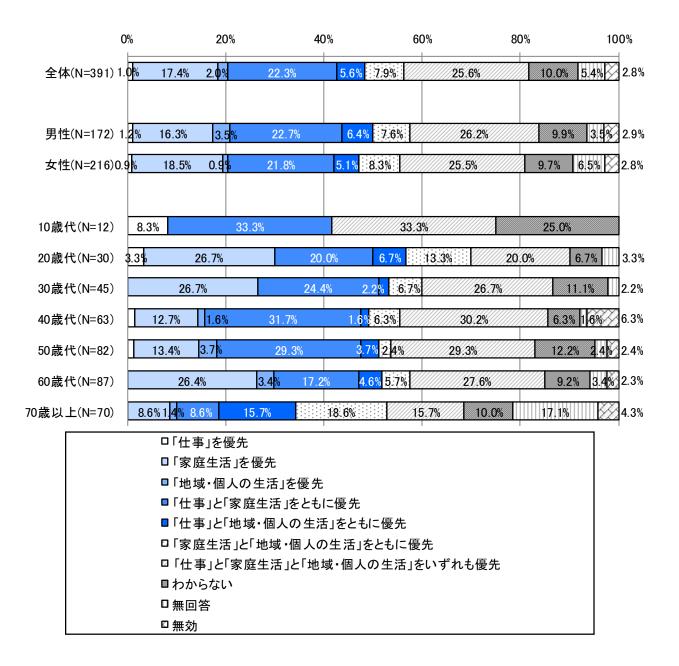
日常生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について、あなたの実際の生活と理想の生活に最も近いものはどれかという問いに対して、「実際の生活」では男性の場合、「『仕事』を優先」と回答した方が37.2%と最も多く、女性の場合、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」が25.0%と最も多くなっています。一方、「理想の生活」では、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をいずれも優先」と回答した方が男性26.2%、女性25.5%ともに最も多く、ワーク・ライフ・バランス\*を考慮した生活を住民は望んでいるということが伺えます。

#### 日常生活における優先度(男女別、年代別)

#### ■実際



#### ■理想



#### ④地域活動について

自治会長や町内会長、地域の防災組織のリーダーなど、地域活動にかかわる役職の性別について、「適任者であれば、男女どちらでもよい」と回答した方が男女ともに最も多く、年齢別に見ても7割以上の方がそのように回答しています。

#### 地域活動にかかわる役職の性別について (男女別、年代別)



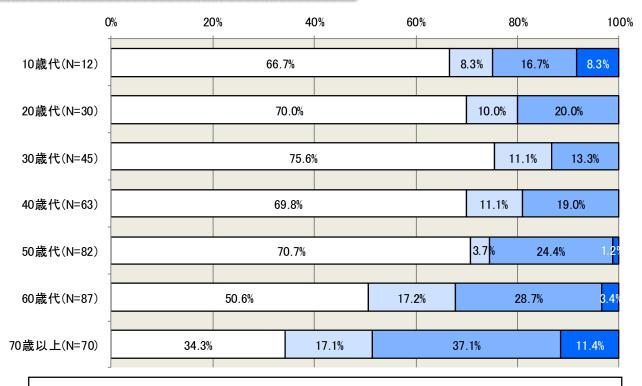
- □できるだけ、男性がなるほうがよい
- □どちらかというと、男性がなるほうがよい
- □ 適任者であれば、男女どちらでもよい
- ■どちらかというと、女性がなるほうがよい
- ■できるだけ、女性がなるほうがよい
- □無回答

### ⑤多様性について

「LGBT」という言葉を知っているかという問いに対し、「言葉も意味も知っている」と回答した方が一番多かったのは30歳代でした。40歳代以上になると、「言葉も意味も知らない」と回答した方の割合が次第に高くなっており、住民への啓発活動の充実が必要です。

また、若年層についても、30歳代と比べると、「言葉も意味も知らない」と回答した方が多く、子どもたちが正しく理解するための学校教育の充実が重要です。

#### 「LGBT」という言葉を知っているか(年代別)

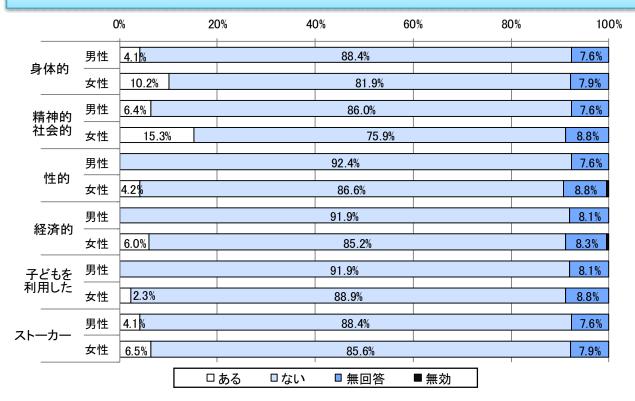


□言葉も意味も知っている □言葉は知っているが意味は知らない □言葉も意味も知らない □無回答

## ⑥ドメスティック・バイオレンス(DV)について

DVを受けた経験について、一番多かったのは男女ともに「精神的な暴力・社会的な暴力」、 続いて「身体的暴力」でした。また、すべての項目において、男性より女性の方が受けた 経験が「ある」と回答した方が多くなっています。

#### 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))を受けた経験(男女別)



男性(N=172)、女性(N=216)

### 5 平成27年実施アンケートとの比較

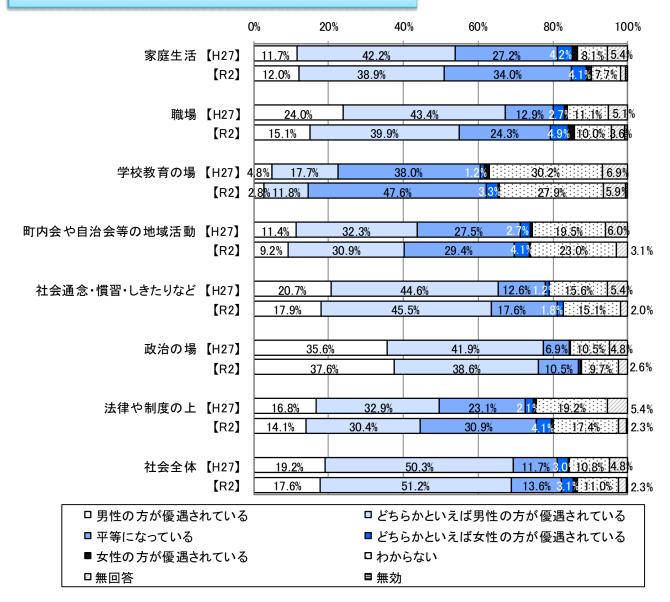
### ①男女平等に関する意識について

平成27年と比較すると、すべての項目において今回調査は「平等となっている」と回答 した方の割合が多くなっています。

各項目で比較すると、特に職場では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば 男性の方が優遇されている」と回答した方の割合が大きく減り、「平等になっている」の割 合が増えています。

「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」では、平成27年よりも改善してはいますが、いずれも「平等になっている」と回答した方が少数であり、これらの場での男女共同参画の取組が重要です。

### 分野ごとの男女平等について(平成27年、令和2年)

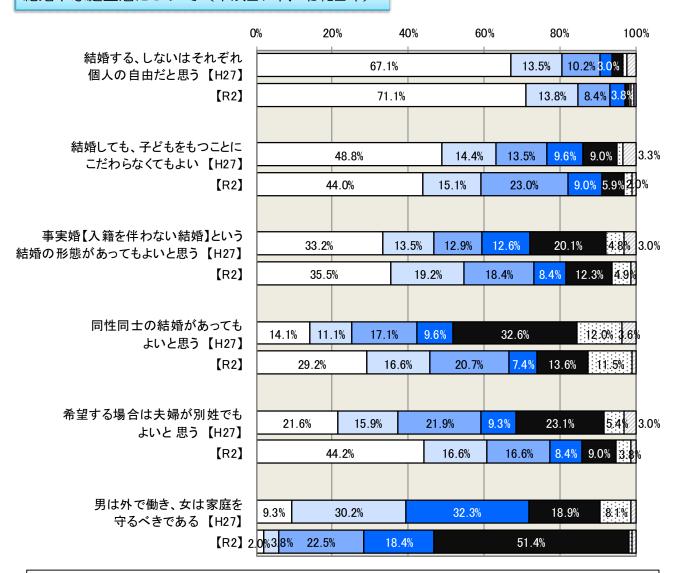


### ②結婚や家庭生活について

各項目で比較すると、「結婚する、しないはそれぞれ個人の自由だと思う」、「事実婚【入籍を伴わない結婚】という結婚の形態があってもよいと思う」、「同性同士の結婚があってもよいと思う」、「希望する場合は夫婦が別姓でもよいと思う」が平成27年に比べ「そう思う」、「ややそう思う」という回答が多くなっています。

特に「同性同士の結婚があってもよいと思う」、「希望する場合は夫婦が別姓でもよいと思う」については「そう思う」と回答した方が大幅に増えており、多様な家族形態に対する 住民の理解が深まってきていることが伺えます。

#### 結婚や家庭生活について(平成27年、令和2年)

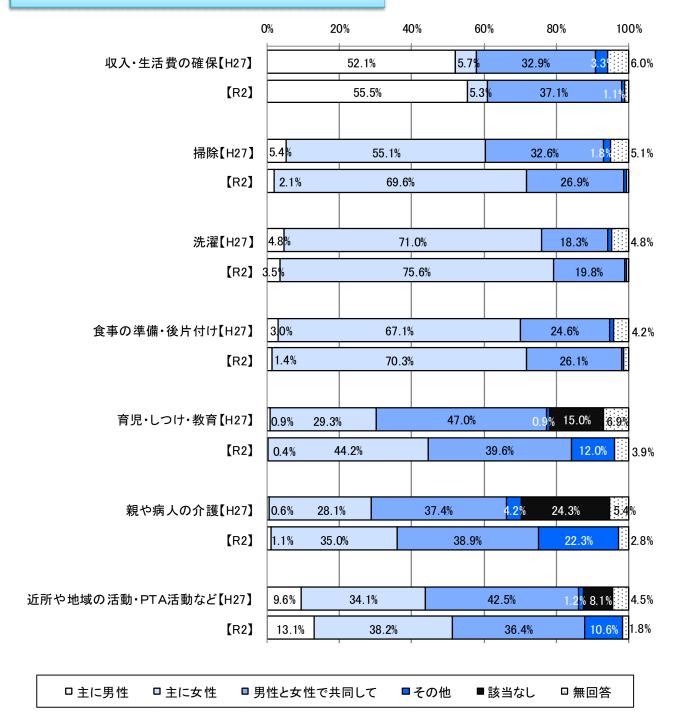


ロそう思う □ややそう思う □どちらとも言えない □あまりそう思わない ■そう思わない □わからない □無回答 □無効

### ③家庭での役割について

各項目を比較すると、「掃除」、「育児・しつけ・教育」は平成27年に比べて今回調査は「主に女性」という回答が増加し、「主に男性」、「男性と女性で共同して」の回答が減少しており、女性の負担が増えています。

#### 結婚や家庭生活について(平成27年、令和2年)

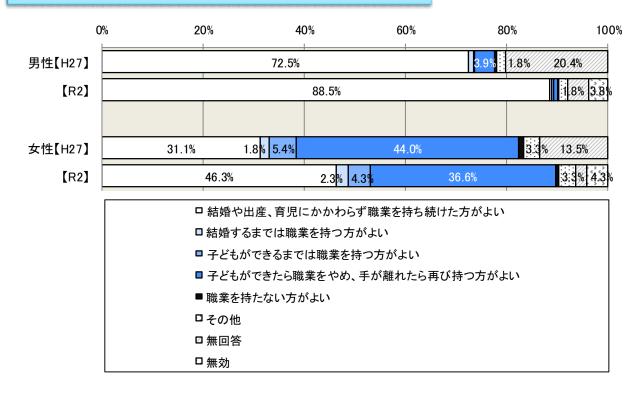


### ④男女が職業を持つことについて

男女ともに「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」という回答が増加しています。また、「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」という回答は男女ともに減少しています。

女性が妊娠・出産しても働き続けられる社会の構築が重要となっています。

### 男女が職業を持つことについて(平成27年、令和2年)

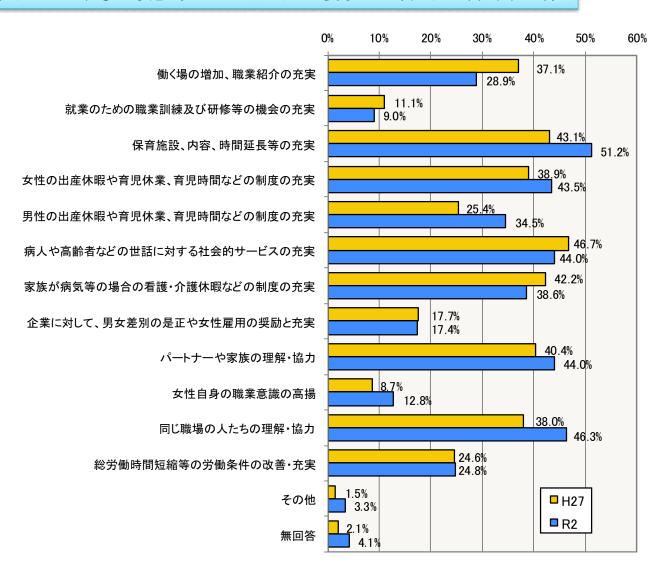


### ⑤男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なこと

平成27年と今回調査の差が最も大きいのは「男性の出産休暇や育児休暇、育児時間などの制度の充実」となっており、9.1ポイントの増加となっています。続いて「同じ職場の人たちの理解・協力」8.3ポイントの増加、「保育施設、内容、時間延長等の充実」8.1ポイントの増加となっています。

女性だけでなく、男性も育児に参画できるような休暇制度や、柔軟な保育体制が必要とされており、子育ての負担を減らすことにつながる支援や、子育て世代に対する理解や協力が重要です。

### 男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なこと(平成27年、令和2年)





## || 計画の基本的事項

### 1 計画の基本理念

この計画は、町民一人ひとりが個性と能力を活かしながら、あらゆる分野に参画できる 社会の実現に向けて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するものです。

また、男女共同参画社会の理念は、国際社会においては「女子差別撤廃条約」の中で、 国内では「男女共同参画社会基本法」で示されており、いずれも性別にかかわらず、個々 の生き方や考え方、能力が尊重されることの必要性がうたわれています。

本計画も、その理念を引き継ぎ、男女共同参画社会の形成をめざすため、基本理念を前計画から踏襲し、以下に定めます。

### 基本理念

「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を 理念とする男女共同参画社会の形成をめざします。

### 2 計画の目標

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、4つの重点目標を設定します。

### 重点目標 1 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重

男女共同参画社会を形成するには、より多くの人々がその意識を共有し、男女がお互いの人権を尊重することが必要です。講演会やセミナーなどで意識を啓発するほか、性別にかかわるあらゆる暴力の被害者に対する支援体制を充実させます。

## 重点目標 2 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が 尊重される環境づくり

男女共同参画の理念が実社会で具現化されるためには、固定的な性別役割意識を見直し、個性や能力を活かした生き方が尊重される環境が整っていることが大切です。ワーク・ライフ・バランスの推進や、育児・介護等への支援体制の整備など、誰もが性別によって差別されずに生き生き暮らせる環境づくりに取組みます。

### 重点目標 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会形成への取組は、特定の分野に限定されず、あらゆる場面・分野と関連します。

町政や地域、また個々の職場や日常生活など、様々な環境や場面で男女共同参画の理念 が反映されるよう、意識の啓発や情報発信を行っていきます。

## 重点目標 4 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理

男女共同参画社会形成に向けて取組を進める際、行政が率先してロールモデル\*を示せるよう、積極的に男女共同参画を推進するための体制を整備し、本計画を推進していきます。

## 3 計画の体系

基本理念	重点目標	基本課題	施策
「誰もが、互いにそ		1 男女共同参画 に関する理解を 深められる環境 づくり	<ol> <li>男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実</li> <li>あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮</li> <li>男女共同参画に関する情報の収集と共有</li> <li>男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し</li> <li>メディアにおける男女の人権の尊重</li> <li>セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実</li> </ol>
互いにその人権を尊重しあいながら、	1 男女共同参画 の意識の共有と 男女の人権の 尊重	2 男女共同参画 に関する学習機 会の充実	<ol> <li>家庭、地域、職場等における男女共同参画に 関する学習機会の充実</li> <li>学校・保育所等における男女共同参画教育の充実</li> <li>理念を共有できる機会の提供</li> <li>メディア・リテラシー*の向上</li> </ol>
性別にかかわ		3 配偶者等に対 するあらゆる暴 力の根絶のため の施策の推進	<ol> <li>暴力を許さない社会づくり</li> <li>信頼できる相談体制の整備</li> <li>安心・安全な保護環境の整備</li> <li>自立支援の体制整備</li> <li>子どもに対する暴力の根絶</li> </ol>
とする男女共同参画社個性と能力を発揮で	2 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が尊重される環境づくり	4 ワーク・ライフ· バランスの推進	<ol> <li>仕事と生活の両立支援</li> <li>働き方の見直し支援</li> <li>職場におけるワーク・ライフ・バランスの啓発機会の充実</li> <li>家庭における男女共同参画の推進</li> <li>男性にとっての男女共同参画の推進</li> </ol>
会の形成をめざします。		5 育児、介護等 に対する支援体 制の整備	<ul><li>1 男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実</li><li>2 男女共同参画の視点に立った介護支援の充実</li><li>3 男性対象の啓発・学習機会の充実</li></ul>
します。		6 女性のエンパワーメントの推進	<ul><li>1 人材育成</li><li>2 女性のチャレンジ支援の推進</li></ul>

基本理念	重点目標	基本課題	man and a second se
「誰もが、	3 あらゆる分野 における男女共 同参画の推進	7 団体、地域組織 等における男女共 同参画の推進	<ul><li>1 男女共同参画に関する町民活動の支援</li><li>2 団体、地域組織等の活動における男女共同参画 視点への配慮</li></ul>
、互いにその人権を尊重しあいながら、		8 就労の場にお ける男女共同参 画の推進	<ol> <li>雇用、就労等における差別の是正</li> <li>各種法律・制度の浸透と運用の支援</li> <li>就労支援体制の充実</li> <li>関係機関との連携</li> </ol>
を尊重しある		9 多様性を認め 尊重するまちづ くり	<ul><li>1 外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有</li><li>2 性の多様性についての啓発、学習機会の提供</li></ul>
		10 男女共同参 画の視点を取り 入れた防災・減災 対策	<ul><li>1 防災の現場における男女共同参画</li><li>2 災害対応力強化における女性の参画推進</li></ul>
性別にかかわらず、		11 男女の生涯 にわたる健康づ くりの推進	<ul><li>1 性差を踏まえた総合的な健康づくり</li><li>2 性の尊重についての意識啓発</li><li>3 母性保護と母子保健の充実</li></ul>
理念とする男女共同参画社会の形成をめざします。にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を	4 町政における 男女共同参画の 雑雑と計画の進	12 各種委員・行 政組織における 男女共同参画の 推進	<ol> <li>行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進</li> <li>人事における女性の積極的登用</li> <li>セクシュアル・ハラスメント等の防止</li> <li>ワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>職員に対する意識共有機会の提供</li> </ol>
が成をめざします。できること」を	推進と計画の進 行管理	13 男女共同参画 推進体制の充実	<ol> <li>男女共同参画計画の進行管理体制の充実と計画の見直し</li> <li>町民意見の男女共同参画施策への反映</li> <li>大泉町男女共同参画推進会議の開催</li> </ol>



## N IXBELICORN

### 重点目標 1 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重

基本課題1 男女共同参画に関する理解を深められる環境づくり

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画がはばまれていたりするものがあります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識\*は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取組だけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

また、学校や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等も社会問題となっています。 セクシュアル・ハラスメント等について、各企業や学校等での相談体制を強化するととも に、周知・啓発を行うことが必要です。



### 施策

施策1:男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実

施策2:あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮

施策3:男女共同参画に関する情報の収集と共有

施策4:男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

施策5:メディアにおける男女の人権の尊重

施策6:セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実



- ▶一人ひとりが男女共同参画の視点について理解を深めるため、男女共同参画に関する情報を積極的に取り入れましょう。
- ▶セクシュアル・ハラスメント等について正しく理解し、セクシュアル・ハラスメント等のない環境づくりに努めましょう。

### 施策1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画講演会	男女共同参画についての周知と理解を深めるため、講演会を開催します。	多文化協働課
2	男女共同参画週間に合 わせた広報による啓発 活動	毎年6月23日から29日の男女共同参画週間に合わせ、広報紙・ホームページで男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	多文化協働課
3	発行物を活用した男女 共同参画情報の発信	広報紙・公民館広報紙「和」・としょかんだよりを活用し、男女共同参画にかかわるイベント情報などを発信します。	多文化協働課 生涯学習課

## 施 策2 あらゆる町 の広 報 における男 女 共 同 参 画 の視 点 への配 慮

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	広報物表現ガイドラインの活用	広報物における男女共同参画の推進 に配慮すべき点をまとめた広報物表 現ガイドラインを町職員全体に周知 し、活用を推進します。	多文化協働課
2	広報作成における配慮	広報物表現ガイドラインに基づいた 原稿の提出やホームページの作成を 職員に働きかけます。また、ガイド ラインに基づいた広報紙等を作成し ます。	広報情報課

## 施策3 男女共同参画に関する情報の収集と共有

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する資料を収集し、情報提供を行います。	多文化協働課
2	男女共同参画に関する 資料の収集と提供	図書館蔵書資料に男女共同参画に関する図書資料を収集します。	生涯学習課

## 施策4 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	児童館厚生員・子育て支 援者の研修への参加	児童健全育成推進財団等主催の厚生 員研修に参加し、専門的知識を深め ます。	こども課
2	教職員研修	教職員対象の全体研修会や学校内に おける研修会に、男女共同参画の内 容を取り入れます。	教育指導課

## 施 策 5 メディアにおける男 女 の人 権 の尊 重

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	SNS*等を活用した男女	ツイッター・フェイスブック等を活	広報情報課
	共同参画情報の発信	用し、男女共同参画にかかわるイベ	
		ント情報などを発信します。	

## 施策6 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職場におけるセクシュ アル・ハラスメント等に ついての学習機会・情報 の提供	職場のセクシュアル・ハラスメント 等についての学習機会・情報の提供 を行います。	多文化協働課
2	セクシュアル・ハラスメ ント等に関する相談・解 決に関する情報の提供	セクシュアル・ハラスメント等に関 する相談・解決に関する情報の提供 を行います。	多文化協働課
3	学校におけるセクシュ アル・ハラスメント等の 相談体制の周知	セクシュアル・ハラスメント等の相 談体制を教職員・保護者等に周知し ます。	教育指導課

### 基本課題2 男女共同参画に関する学習機会の充実

最も身近な家庭等での意識づくりが、男女共同参画が社会全体に広がる第一歩となります。学校や家庭、地域においてお互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

また、次世代を担う子どもたちが、学び、遊び、育つ様々な環境の中で、男女共同参画の意識を身につけることは、男女共同参画社会を実現するための礎となります。子どもとかかわる大人が、男女共同参画に関する知識を十分に持つことが重要です。

そのため、幅広い層に向けた男女共同参画への意識を高め、その意義を正しく理解するための教育・学習機会を提供します。



### 施策

施策1:家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実

施策2:学校・保育所等における男女共同参画教育の充実

施策 3 : 理念を共有できる機会の提供 施策 4 : メディア・リテラシーの向上



- ▶一人ひとりが、家庭や地域、職場等における男女共同参画に関する学習会等に積極的に参加し、男女共同参画について正しく理解しましょう。
- ▶事業所内での学習や研修会への派遣など、男女共同参画に関する理解を広める活動を行いましょう。
- ▶ 保護者や学校・保育所等の教育関係者は、あらゆる機会を通じて男女共同 参画が推進されるよう相互の連携を深めましょう。
- ▶正しい情報を入手し、メディア・リテラシーを身につけていきましょう。

## 施策1

# 家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保護者への子育てに関 する講演会の開催	児童館4館合同講演会を開催し、保護 者向けに男女共同参画にかかわる子 育ての講演を行います。	こども課
2	母子保健講演会	妊娠・出産・育児に関する学習の機 会を提供します。	健康づくり課
3	各種講座における男女 共同参画にかかわる内 容の導入	男女共同参画に関する内容の事業を 開催し、理解・認識を深めます。	生涯学習課

### 施 策 2 学 校・保 育 所 等 における男 女 共 同 参 画 教 育 の充 実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育士・保護者・子育て 支援者等への研修	男女共同参画に関するセミナーを開催し、参加者の理解·認識をさらに深めます。	こども課
2	小・中学校の教育活動の 中で男女共同参画の 視点での教育の推進	各教科(道徳を含む)、特別活動等すべての教育活動を通して男女共同参画の教育を推進します。	教育指導課

## 施策3 理念を共有できる機会の提供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画セミナー	男女共同参画に関するセミナーを開催し、参加者の理解・認識をさらに 深めます。	多文化協働課

## 施 策 4 メディア・リテラシーの向 上

N	lo	具体的施策名	施策内容	担当課
1		メディア・リテラシーの	メディアが発信する情報を男女共同	生涯学習課
		教育の推進	参画の観点から読み解き、主体的に	
			評価する能力の向上を図ります。	

### 基本課題3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものです。近年、配偶者等からの暴力(デートDV\*含む)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などが社会問題となっており、被害の防止が求められています。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性別を問わず決して許されるものではありません。こうした行為は、被害者の心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。

そのため、DV等に対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など、防止対策や予防教育に取組みます。

また、子どもへの虐待や性犯罪等も問題化してきていることから、全町をあげて子どもの虐待防止に取組むとともに、子どもからのサインを見逃さないよう関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

なお、本項を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第 3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に 対する相談など支援の充実に取組みます。



#### 施策

施策1:暴力を許さない社会づくり 施策2:信頼できる相談体制の整備 施策3:安心・安全な保護環境の整備

施策4:白立支援の体制整備

施策5:子どもに対する暴力の根絶



- ▶ D V 等あらゆる暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、その根絶 に努めるとともに、被害にあったら(または被害にあう前に)一人で悩まず、早めに相談しましょう。
- ▶ 相談窓口や支援制度などの情報を積極的に収集し、家庭や地域、職場で活かしましょう。
- ▶児童虐待の早期発見や性暴力被害を防ぐため、地域で見守り活動を行い、 犯罪が起きにくい環境づくりに努めましょう。

## 施 策 1 暴 力 を許 さない社 会 づくり

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	DV等あらゆる暴力の 防止に関する啓発活動	D V 等あらゆる暴力の防止に関する リーフレット等を公共施設に配置 し、啓発活動を実施します。	多文化協働課
2	広報等を活用した情報 の提供(女性に対する暴 力をなくす運動)	広報等を活用した情報の提供(女性に対する暴力をなくす運動:毎年11月12日から25日)を行い、女性の人権尊重のための意識啓発を行います。	多文化協働課

## 施 策2) 信 頼 できる相 談 体 制 の整 備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	相談窓口の周知	DVに関する県の相談窓口機関の広報物や大泉町配偶者暴力相談支援センター電話相談カードの配布等により、相談窓口の周知を行います。	多文化協働課
2	配偶者暴力相談支援 センターの充実	相談員の資質の向上に努め、相談体制の充実を図ります。	住民課
3	DV被害者に対する 相談	DV被害者の相談を受け、対処法や 専門の相談・救済機関の紹介等を行 います。	住民課
4	外国人のDV被害者へ の支援	外国人住民からのDV被害相談において、必要に応じて通訳職員を派遣します。	多文化協働課
5	セクシュアル・ハラスメ ントに対する相談	セクシュアル・ハラスメント被害者 の相談を受け、対処法や専門の相 談・救済機関の紹介等を行います。	住民課
6	地域ケア会議の開催	地域包括支援センター・保健・介護 保険・医療関係の職員が処遇困難な 事例を解決するために会議を定期的 に開催し、事例を検討します。	高齢介護課

## 施策3 安心・安全な保護環境の整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関連機関や団体との	医療機関・警察・女性相談所・児童	福祉課
	連携	相談所・保健福祉事務所・社会福祉	高齢介護課
		協議会等の各関係機関や民生委員児	健康づくり課
		童委員協議会等の関係団体と連携を	住民課
		とり、相談者または事例に対し、適	教育指導課
		切な対応ができるような体制の強化	こども課
		を図ります。	

## 施策4 自立支援の体制整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	DV対策連絡会議の	配偶者暴力相談支援センターの被害	住民課
	開催	者支援の重要性を関係する課へ周知	
		し、被害者情報を共有するとともに、	
		連携して必要な支援を行います。	

## 施策5 子どもに対する暴力の根絶

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	相談体制の充実	子どもの虐待等に関する相談体制を 充実させるとともに、気軽に相談で きる環境づくりに努めます。	こども課
2	関連機関との連携	医療機関・警察・女性相談所・児童 相談所・保健福祉事務所等、各関係 機関で連携をとり、相談者または事 例に対し、適切な対応ができるよう な体制づくりを図ります。	こども課
3	大泉町要保護児童対策 地域協議会の開催	要保護児童等についての情報交換並 びに関係機関の連携及び協力の推進 や、要保護児童等に対する支援につ いて協議します。	こども課
4	児童生徒への虐待の 相談体制の周知	児童生徒への虐待の相談体制を教職員や保護者、地域に周知し、こども課や児童相談所、警察、医療機関、保健福祉事務所等の関係機関と連携し、適切な対応ができるような体制づくりを図ります。	教育指導課

## 重点目標2 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が 尊重される環境づくり

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

そのためには、男性が地域・家庭生活を充実でき、女性が仕事で能力を発揮できるようになるための方策が必要となります。ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の 重要性についても理解を推進する必要があります。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを進めることが重要です。

このことから、性別にとらわれることなく、職場での働き方や家庭・地域活動での役割 分担を選択できるような環境の整備が求められています。



#### 施策

施策1:仕事と生活の両立支援 施策2:働き方の見直し支援

施策3:職場におけるワーク・ライフ・バランスの啓発機会の充実

施策4:家庭における男女共同参画の推進 施策5:男性にとっての男女共同参画の推進



- ▶ ワーク・ライフ・バランスについて理解し、積極的な取組を推進しましょう。
- ▶事業者は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修等を行いましょう。
- ▶ 男性向けの講座などに積極的に参加して情報を収集し、家庭でできることを実行しましょう。

## 施策1 仕事と生活の両立支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育の充実	保育を充実させることにより、子育 てと仕事の両立の支援をします。	こども課
2	介護保険制度等の周知	高齢者の介護の問題で、介護者の生活や仕事に大きな支障が出ないよう、介護保険制度の周知を行い、制度の活用により、仕事と生活の両立を支援します。	高齢介護課
3	育児・介護等に関する 意識啓発や制度の周知	各種講座や会議において、育児・介護等にかかわる講座や会議を開催し、意識啓発を図るとともに、制度の周知に努めます。	福祉課 高齢介護課 こども課 生涯学習課

### 施 策 2 働 き方 の見 直し支 援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	余暇充実事業への支援	団体が実施する余暇を充実させるた	経済振興課
		めの事業を支援し、ワーク・ライフ・	
		バランスを推進します。	

## 施 策 3 職 場 におけるワーク・ライフ・バランスの啓 発 機 会 の充 実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	企業への情報提供と	企業へワーク・ライフ・バランスに	経済振興課
	周知・啓発	関するパンフレット・ポスター等を	
		提供し、情報の周知・啓発を行いま	
		<b>す</b> 。	

### 施 策 4 ) 家 庭 における男 女 共 同 参 画 の推 進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	家庭における男女共同 参画の推進	男女共同参画についての理解を深めるために、家事、育児、介護など家庭参画に関する学習機会を提供し、 家庭における男女共同参画を推進します。	多文化協働課

## 施策 5 男性にとつての男女共同参画の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男性向けの男女共同参画に関する講座	男性にとっての男女共同参画についての理解を深めるために、男性向けの男女共同参画に関する講座を開催します。	多文化協働課 生涯学習課
2	父親参加型の行事等の 開催	父親参観を実施し、親子での物作り や遊びを通し、父親の子育て参加意 識を啓発します。	こども課
3	父親対象の子育て講座 の開催	各種講座において、父親対象の子育 てにかかわる講座を開催します。	生涯学習課



### 基本課題5 育児、介護等に対する支援体制の整備

核家族化の進行や共働き世帯増加などにより、保育サービスの需要が増加するとともに、 育児などに対する情報提供や相談体制の充実など、総合的な子育て支援の必要性が増して いるため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。

また、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により介護問題は家族で解決することが難しくなっています。社会的解決を図るため介護保険制度(令和2年一部改正)が導入され、主に女性が担っていた介護の負担は軽減されてきましたが、住民意識調査によると、親や病人の介護については、「男性と女性で共同して」という回答が4割弱と最も多くなっており、「主に女性」という回答は未だ3割以上あります。

介護が必要になっても安心して生活できるよう、「大泉町高齢者保健福祉計画」による介護サービス等の充実を図ります。



#### 施策

施策1:男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実 施策2:男女共同参画の視点に立った介護支援の充実

施策3:男性対象の啓発・学習機会の充実



- ▶家庭の中では、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに協力 しあい、安心して子育てや介護ができるよう、子育て、介護に関する知識・ 制度についての情報を収集し、活用しましょう。
- ▶子育てについては、地域全体で取組むという意識をもち、協力しあいましょう。
- ▶事業者は、育児・介護等のための休暇が、性別にとらわれず取りやすい職場づくりに努めましょう。

## 施策1 男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	一時保育	保育園入所対象にならない就学前の 児童を、保護者の仕事の都合や通院 等のため、急に保育ができなくなっ たときに一時預かります。	こども課
2	病児保育の支援	保育中に体調不良となった園児を、 保護者の迎えまで一時的に保育を行 い、家庭と就労の両立を支援します。	こども課
3	子育て支援の地域拠点 づくり	ふれあい遊びや児童との交流、育児 相談などを通じて、保護者の育児不 安の解消や育児負担の軽減を図りま す。	こども課
4	学童保育	児童館にて保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場を提供します。	こども課
5	「親子教室」「赤ちゃん 広場」の開催	0歳から2歳の親子が参加し、遊び、 製作等を提供する中で父親のかかわ り等を含め子育て支援をします。	こども課
6	育児相談	来所、電話による育児等に関する相 談を行い、育児不安の解消や適切な 母子保健情報の提供をします。	健康づくり課
7	すこやか広場	妊婦、乳幼児の希望者に対して行う 育児相談事業を行います。	健康づくり課
8	育児休業・介護休暇等 取得への意識啓発	育児休業・介護休暇等の情報を発信 し、また、取得へ向けての意識を啓 発します。	多文化協働課

## 施策2 男女共同参画の視点に立った介護支援の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	障害者の自立支援に 関する制度の周知	障害者も介護者も個性と能力を発揮 できる環境づくりのために、障害者 の自立支援に関する制度の周知に努 めます。	福祉課
2	介護予防サポーターの 養成	地域の高齢者の健康づくりや介護予防の取組をするボランティアを養成し、男女の区別なく、家族全員で介護予防の取組や実際の介護にあたれるよう、地域での介護支援活動を促進します。	高齢介護課

## 施策3 男性対象の啓発・学習機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育園行事への父親の 積極的参加の促進	夏祭り・運動会・親子バス遠足への 父親の積極的な参加を促します。	こども課
2	学童保育保護者会等へ の父親の積極的参加の 促進	学童保護者がかかわる児童館行事等 に、父親の積極的な参加を促します。	こども課
3	両親学級	妊娠・出産・育児に関する健康教育 を行い、母性の健康保持・増進を図 ります。	健康づくり課



#### 基本課題6 女性のエンパワーメントの推進

住民意識調査における女性と職業においても、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」という回答が最も多く、「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」という回答が続いていることから、女性が職業を続けたいという意識が高いことが伺えます。しかし、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする(力をつける)必要があります。

公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たにチャレンジする人を支援する取組が必要です。

なお、本項と「基本課題12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、社会における女性の活躍を支援します。



### 施策

施策1:人材育成

施策2:女性のチャレンジ支援の推進



- ▶知識や理解を深める講演会や講座へ積極的に参加しましょう。
- ▶女性は、自立意識を向上させ、エンパワーメントに努めるとともに、様々な分野へ積極的にチャレンジしましょう。
- ▶事業者や団体等は、女性の登用を支援し、意欲・能力を活用しましょう。
- ▶事業者は、女性労働者等の職業能力向上のために必要な情報提供、相談、 研修を受けられる機会の充実を図りましょう。

## 施策1 人材育成

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関連団体に対する支援	自主的に活動している男女共同参画	多文化協働課
	と情報提供	推進団体等に対する活動支援をする	
		とともに女性の人材育成のための情	
		報の収集・提供を行います。	

## 施 策 2 女 性 のチャレンジ支 援 の推 進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	働く女性へのキャリア アップ支援	女性の雇用関係を改善するための支 援を行います。	経済振興課
2	女性の再就職等の情報 提供	子育て等で離職した人の再就職について、就労支援窓口の情報提供を行います。	経済振興課



### **| 重点目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進**

基本課題7 団体、地域組織等における男女共同参画の推進

男女が、家庭や地域における責任を果たしながらともにその個性と能力を発揮し、ともに支えあい、協力しあうことは自立と生きがいをもった生涯を送ることにつながります。

さらに、一人ひとりが暮らしやすく活力ある地域づくりのため、地域における男女共同参画をより一層進める必要があります。また、少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支える上でも、地域コミュニティやボランティア活動、NPO\*などの果たす役割が重要であり、女性、男性双方の力が必要不可欠となっています。男性にとっても、家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家庭や地域での生活が重要な要素となります。



### 施策

施策1:男女共同参画に関する町民活動の支援

施策2:団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への配慮



### 町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

▶性別にとらわれることなく、地域団体等の役員を選びましょう。

▶地域や家庭で、自分の意見を出せる場に主体的に参加し、よりよい地域づくりや職場づくりに取組みましょう。

## 施策1 男女共同参画に関する町民活動の支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	自主活動サークルへの	男女共同参画社会をめざしている自	多文化協働課
	支援	主活動サークルの企画事業を支援し	
		ます。	

### 施策2 団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への 配慮

1 団体・地域組織等の活動 各種団体・地域組織等において、ま 総務課 における男女共同参画 への働きかけ が促進されるよう働きかけます。 総務課 安全安心課 多文化協働課 福祉課 高齢介護課 健康づくり課	No	。 具体的施策名	施策内容	担当課
I	1	団体・地域組織等の活動における男女共同参画	各種団体・地域組織等において、ま た、その活動の中で、男女共同参画	総務課 安全安心課 多文化協働課 福祉課 高齢介護課 健康づくり課 住民課 経済振興課

#### 基本課題8 就労の場における男女共同参画の推進

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、子育て期等の就業率の減少がゆるやかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

住民意識調査では、職場における男女平等については、「平等になっている」という回答は前回調査(平成27年)より増加しています。しかし、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が5割を超えており、職場における男女間の格差は依然として残っているようです。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取組が不可欠です。 そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

また、農業・商工業の中には、家族経営的な事業所もあり、それらの事業所では生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正当に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりが求められています。

さらに、町は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について事業者に周知を行います。



#### 施策

施策1:雇用、就労等における差別の是正 施策2:各種法律・制度の浸透と運用の支援

施策3: 就労支援体制の充実 施策4: 関係機関との連携



- ▶女件は、様々な分野に積極的に参画しましょう。
- ▶働く者の個性や能力に応じた人材育成や人材登用に配慮しましょう。
- ▶休暇取得や短時間勤務制度が利用しやすい職場環境づくりを推進しましょう。
- ▶「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動 計画の策定及び実施に努めましょう。

## 施 策 1 雇 用、就 労 等 における差 別 の是 正

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	労働相談	性別による差別的取扱いなど、男女 平等社会の形成を妨げる行為などに ついて関係機関と連携し、労働相談 を受け付けます。	経済振興課
2	職場におけるセクシュ アル・ハラスメント、パ ワー・ハラスメント等に 対する相談事業		経済振興課

## 施 策 2 各 種 法 律・制 度 の浸 透 と運 用 の支 援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関係法律制度の情報提	男女共同参画について、パンフレッ	経済振興課
	供と周知	ト・ポスター等を利用し、関係法律	
		制度の情報提供・周知を行います。	

## 施策3 就労支援体制の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	一時保育(再掲)	保育園入所対象とならない就学前の 児童で保護者が求職活動をするため 保育ができないとき、一時預かりま す。	こども課
2	雇用相談	男女雇用機会均等法及び育児休業・介護休暇等に関することなどの、雇用における男女平等に関することについて関係機関と連携し、相談を受け付けます。	経済振興課

## 施 策 4 関 係 機 関 との連 携

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関係機関(労働基準監督	関係機関(労働基準監督署、ハロー	経済振興課
	署、ハローワーク)との	ワーク)との連携をし、男女共同参	
	連携	画についての制度・関係法令等の情	
		報収集をします。	

### 基本課題9 多様性を認め尊重するまちづくり

多様性を増す社会において、誰もが平等に安心して暮らすためには、それぞれの個性を 認めあい、一人ひとりが尊重される環境づくりが必要です。

本町に住む外国人数は、現在7,964人(令和2年4月1日現在)と町の人口の19%を占めており、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報の提供や相談体制を充実することが求められています。

また、多様な性について住民一人ひとりが理解することも重要です。住民意識調査では、「LGBT」という言葉を知っていると回答した方が約6割でしたが、意味を知らないという方も4割近くいます。性的少数者の方々が生活しやすくするために、子どもたちが正しく理解するための学校教育の充実や住民が正しく理解するための啓発活動が求められています。また、本町のパートナーシップ制度の周知にも力を入れていきます。



### 施策

施策1:外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有 施策2:性の多様性についての啓発、学習機会の提供



- ▶ 外国籍の方が地域社会へ参加できる地域づくりに努めましょう。
- ▶事業者は、外国籍労働者に対する情報提供等の充実に努めましょう。
- ▶性の多様性について積極的に学び、理解を深めましょう。

## 施 策 1 外 国 籍 住 民 との男 女 共 同 参 画 に係 る情 報 の共 有

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	広報紙「ガラッパ」発行	町の情報などをポルトガル語・英語 で紹介した広報紙「ガラッパ」に男 女共同参画の情報を掲載し、外国籍 住民の意識を啓発します。	多文化協働課
2	外国籍住民への男女共 同参画に関する情報等 の提供	外国籍住民に対して、必要に応じ翻 訳した情報を提供します。	多文化協働課 健康づくり課 教育指導課 こども課

### 施 策 2 性 の多 様 性 についての啓 発、学 習 機 会 の提 供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	性の多様性に関する職 員への意識啓発	性の多様性に関する職員ガイドラインを活用し、職員に対する意識啓発を行い、適切な窓口対応を呼びかけます。	多文化協働課
2	性の多様性についての 啓発	住民参加型の事業を行い、性の多様性に関する意識啓発を行うとともに、町パートナーシップ制度についての周知を行います。	多文化協働課
3	性の多様性についての 学習機会の提供	偏見や差別をなくすため、多様な性 のあり方についての理解を深める学 習機会を提供します。	教育指導課

### 基本課題10 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策

近年の大災害発生時には、隣近所などの共助の大切さが改めて認識されはじめました。そして、災害復旧や避難所運営には、女性の視点と行動力が欠かせなくなっています。

そこで、災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮し た防災対策を推進することが必要となっています。

なお、国においても、災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進 する規定が盛り込まれています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症禍では、外出自粛やリモートワーク中の女性の家事・育児の負担増加やDV(ドメスティック・バイオレンス)・性被害等の増加など、固定的な性別役割分担意識や性差が起因となる社会問題が顕在化しました。非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が必要となります。



### 施策

施策1:防災の現場における男女共同参画

施策2:災害対応力強化における女性の参画推進



- ▶ 自主防災組織等の運営に関し、女性の意見等を積極的に取り入れましょう。
- ▶事業者は、災害時に必要となる物品など女性の視点を取り入れた防災対策 に努めましょう。
- ▶事業者は、女性の防災組織への参画啓発を積極的に行いましょう。

## 施策1 防災の現場における男女共同参画

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	自主防災組織への男女 共同参画の啓発	自主防災組織の活動における男女共 同参画を啓発します。	安全安心課
2	避難所における男女共 同参画の推進	避難所運営において、居住スペース や更衣室等のレイアウト等に女性が 参画し、性別の違いによるニーズに 配慮した取組や安全安心の確保を図 ります。	安全安心課

## 施 策 2 災 害 対 応 力 強 化 における女 性 の参 画 推 進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	女性視点の防災意識の 普及	女性は防災の「主体的な担い手」で あることを啓発し、国・県などの資 料を活用した女性向けの防災知識の 普及を促進します。	多文化協働課



### 基本課題11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、各種健康診査等で疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなどが必要です。また、女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会に向けて前提となるものです。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。安全な性生活を営み、出産等について、女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*(性と生殖に関する健康/権利)について十分に理解した上で、互いの気持ちを尊重し、認識を深めることが重要です。また、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女がともに尊重することは対等な人間関係の基本となります。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は緊急の課題であり、関係機関と 連携して啓発を進める必要があります。



#### 施策

施策1:性差を踏まえた総合的な健康づくり

施策2:性の尊重についての意識啓発 施策3:母性保護と母子保健の充実



- ▶一人ひとりが意識と自覚をもって、健康管理や健康づくりに取組みましょう。
- ▶地域における健康づくりの活動や行事に、積極的に参加しましょう。
- ▶事業者は、従業員の健康づくりに力を入れるとともに、特に、妊娠中や出 産後の女性従業員の健康の保持には十分配慮しましょう。

## 施策1 性差を踏まえた総合的な健康づくり

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	両親学級(再掲)	妊娠・出産・育児に関する健康教育 を行い、母性の健康保持・増進を図 ります。	健康づくり課
2	チャイルドケア・サマー セミナー	思春期(中学生)の生徒を対象に、 乳児や母親と交流する中で、生命の 尊厳について理解する場を提供する 保健体験学習を行います。	健康づくり課
3	健康相談	一般的な健康相談の中で、性と生殖 に関する相談を受け付けます。	健康づくり課

## 施策2 性の尊重についての意識啓発

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画の視点に	小中学校において、男女が互いに相	教育指導課
	立った性に関する教育	手を尊重する心を育てる学習機会や	
	の推進	発達段階に応じた性に関する教育の	
		充実を図ります。	

## 施策3 母性保護と母子保健の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	母性保護の普及	啓発資料を配付し、働く女性の心と 体の健康と母性の保護を図ります。	健康づくり課
2	母子保健の充実	不妊症・不育症に関する情報提供及 び助成事業を行います。妊婦健康診 査、産婦健康診査を実施し、母性の 健康保持・増進を図ります。	健康づくり課

### 重点目標4 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理

### 基本課題12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず住民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は企業や団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

しかし、町が設置する審議会等の附属機関における女性委員の登用率は低く、女性の参画が十分とはいえない状況です。女性委員のいない審議会も依然としてあります。単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを推進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

町職員においても女性幹部の割合が目標値に達しておらず職種によっても男女の構成 比が偏っている場合もあります。国が掲げる「指導的地位に女性が占める割合が2020年 代の可能な限り早期に30%程度」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の 能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場 である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、 様々な角度からの取組が必要です。

また、町では事業主の立場として女性職員の活躍に関する現状を把握・分析するなどし、女性の職業生活における活躍を推進していきます。



### 施策

施策1:行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進

施策2:人事における女性の積極的登用

施策3:セクシュアル・ハラスメント等の防止

施策4:ワーク・ライフ・バランスの推進 施策5:職員に対する意識共有機会の提供



### 町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

▶町の男女共同参画に関する事業等に積極的に参加しましょう。

▶事業所は、町の男女共同参画に関する事業等に積極的に協力しましょう。

### 施策1 行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	審議会等委員への女性	審議会等委員への女性委員登用調査	多文化協働課
	の参画推進	を実施するとともに、審議会等への	
		女性の参画を推進します。	

## 施 策 2 人 事 における女 性 の積 極 的 登 用

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員の能力開発	男女ともに職員の人材育成を効果的 に取組むため、人材育成方針に沿っ た研修を計画します。	総務課
2	女性の積極的な登用の 推進	職員の意向調査や各職員の資質を的 確に見極め、積極的登用を進めてい きます。	総務課
3	女性職員の活躍に関す る状況の把握	「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」に基づき、女性職 員の状況の把握を行います。	総務課

## 施 策 3 セクシュアル・ハラスメント等 の防 止

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	情報提供や相談窓口	総務課にてメンタルヘルス*をはじ	総務課
	対応の充実	め、セクシュアル・ハラスメント等	
		に関する情報提供を行うとともに、	
		それらに関する職員からの相談窓口	
		対応を充実させていきます。	

## 施 策 4 ワーク・ライフ・バランスの推 進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女にかかわらない 仕事と家庭の両立	男女ともに職業生活と家庭生活の両立が図れるよう、年次休暇の計画的取得の促進や時間外勤務の縮減などに努めます。	総務課

# 施策5 職員に対する意識共有機会の提供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員に対する男女共同	男女共同参画をテーマにした職員研	総務課
	参画研修の実施	修会を実施します。	

### 基本課題13 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、全ての職員が男女共同参画社会について理解し、形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

また、本計画の推進にあたり、県を始めとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、住民と協働で男女共同参画を推進します。



### 施策

施策1:男女共同参画計画の進行管理体制の充実と計画の見直し

施策2:町民意見の男女共同参画施策への反映 施策3:大泉町男女共同参画推進会議の開催



### 町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

▶ 行政等からの情報を積極的に収集し、男女共同参画に取組みましょう。

▶事業者は、行政等からの情報を積極的に収集し、啓発に努めましょう。

# 施策1 男女共同参画計画の進行管理体制の充実と計画の見直し

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画事	大泉町男女共同参画事業進捗状況調	多文化協働課
	業進捗状況調査の実施	査を毎年度実施し、この計画の進行	
		管理を行います。	

## 施策2) 町民意見の男女共同参画施策への反映

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画推 進計画推進委員会の 開催	大泉町男女共同参画推進計画推進委 員会を開催し、この計画を推進する ために、町民の意見を反映させます。	多文化協働課
2	町民意見提出窓口の 設置	男女共同参画に関する意見を広く受け付け、内容を検討します。	多文化協働課

# 施策3 大泉町男女共同参画推進会議の開催

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画 推進会議の開催	大泉町男女共同参画推進会議を開催 し、男女共同参画社会の実現に向け て、この計画の推進を図ります。	多文化協働課



# 

## 1 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、 あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、IVにおいて述べた取組について、総 合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、町が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、住民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取組みます。

また、本計画の進行管理は、担当各課により事業進捗管理を行い、「大泉町男女共同参画推進計画推進委員会」及び「大泉町男女共同参画推進計画推進会議」に諮り、住民と庁内担当各課の連携と整合性のとれた施策を推進します。







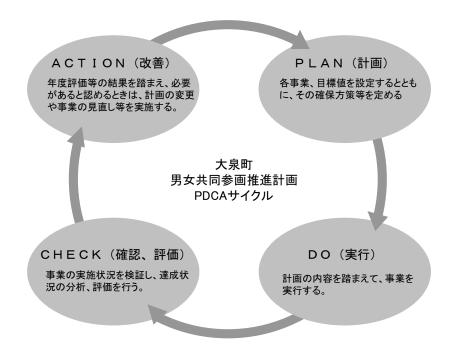
### 2 計画の評価方法

毎年次各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、大泉町男女共同参画推進計画推進委員会(町民・学識経験者)、大泉町男女共同参画推進会議(庁内)において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いて、それらを評価し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、

「PDCA (Plan:計画、Do:実行、Check:確認・評価、Action:改善)サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

#### ■PDCAサイクルのイメージ図



#### 【数值目標】

NO	項目	現状	第四次計画目標値 (令和7年度)
1	社会全体において「男女平等になっている」と思う人の割合	13.6% (令和元年度住民意識調査)	25%
2	家庭生活における役割分担の 満足度の男女格差軽減	女性:57.2% 男性:91.3%	女性:80%
3	審議会等における 女性の登用率	(令和元年度住民意識調査) 29.1% (令和元年度実績)	35%
4	町管理監督職に占める女性の 登用率(課長職以上)	14.7% (令和元年度実績)	20%



# 資料編

# 1 計画策定の経緯

日程	内容等
令和2年2月13日 ~3月6日	男女共同参画社会に関する住民意識調査実施
令和2年3月30日	第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱施行
令和2年7月9日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画策定について
令和2年7月17日 ~7月27日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画策定スケジュールについて ・第四次大泉町男女共同参画推進計画骨子について
令和2年9月3日 ~9月10日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画施策調査結果について
令和2年9月3日 ~9月10日	第2回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和2年9月23日 ~9月30日	第2回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和2年11月13日 ~12月15日	パブリックコメントの実施
令和3年1月4日 ~1月22日	第3回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・パブリックコメントの実施結果について
令和3年2月9日	第3回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・パブリックコメントの実施結果・回答内容について

## 2 第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき第四次大泉町男女共同参画推進計画(以下「第四次推進計画」という。)の策定に当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (策定懇談会)

第2条 第四次推進計画に広く町民の意見を反映させるための組織として、大泉町男女共 同参画推進計画策定懇談会(以下「策定懇談会」という。)を置く。

- 2 策定懇談会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。
  - (1) 社会福祉に識見を有する者
  - (2) 母子保健に識見を有する者
  - ③ 国際理解に識見を有する者
  - (4) 人権擁護に識見を有する者
  - (5) 人権教育に識見を有する者
  - (6) 家庭教育に識見を有する者
  - (7) 社会教育に識見を有する者
  - (8) 学校教育に識見を有する者
  - (9) 町内企業を代表する者
  - (10) 勤労者を代表する者
  - (11) 男女共同参画に識見を有する者
- 3 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって選出する。
- 4 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (策定委員会)

第3条 第四次推進計画の原案の作成に当たるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

- 2 策定委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。
- 3 策定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。
- 4 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (実務担当者会議)

第4条 策定委員会の協議資料を作成するための組織として、大泉町男女共同参画推進計 画実務担当者会議(以下「実務担当者会議」という。)を置く。

- 2 実務担当者会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。
- 3 実務担当者会議に会長を置き、多文化協働課長をもって充てる。
- 4 実務担当者会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定懇談会、策定委員会及び実務担当者会議の庶務は、企画部多文化協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第四次推進計画の策定が完了したときにその効力を失う。

### 別表第1(第3条関係)

企画部長
総務課長
安全安心課長
広報情報課長
多文化協働課長
福祉課長
高齢介護課長
健康づくり課長
住民課長
経済振興課長
教育指導課長
こども課長
生涯学習課長

## 別表第2(第4条関係)

多文化協働課長
総務課人事係長
安全安心課危機管理係長
広報情報課広報広聴係長
多文化協働課多文化協働係長
福祉課社会福祉係長
福祉課障害福祉係長
高齡介護課高齡福祉係長
高齡介護課介護保険係長
健康づくり課健康づくり係長
住民課住民係長
住民課相談係長
経済振興課商工振興係長
経済振興課農業振興係長
教育指導課教育指導係長
こども課子育て支援係長
保育園長
生涯学習課生涯学習係長
生涯学習課スポーツ文化振興係長
公民館長
図書館長

# 3 第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会名簿

(敬称略)

NO	区分		氏名	所属	備	考
1	社会福祉に識見を有する者	久保日	日 吉春	民生委員児童委員協議会		
2	母子保健に識見を有する者	海老澤	<b>影</b> 比呂美	元母子保健推進協議会		
3	国際理解に識見を有する者	酒井	悦子	大泉ユネスコ協会		
4	人権擁護に識見を有する者	川島	千枝子	人権擁護委員	会	長
5	人権教育に識見を有する者	木村	多恵子	人権教育推進委員会		
6	家庭教育に識見を有する者	加藤	久子	地域活動連絡協議会		
7	家庭教育に識見を有する者	森田	繁敬	小中学校PTA連絡協議会		
8	社会教育に識見を有する者	諏訪	晴美	社会教育委員		
9	学校教育に識見を有する者	中本	田	校長会		
10	町内企業を代表する者	松野	和之	労働教育委員会		
11	勤労者を代表する者	関根	寛直	労働教育委員会		
12	男女共同参画に識見を有する者	中村	京子	男女共同参画推進計画推進委員会		
13	男女共同参画に識見を有する者	北村	美余子	男女共同参画推進計画推進委員会		
14	男女共同参画に識見を有する者	今関	節子	男女共同参画推進計画推進委員会	副会	是是



# 周靜集

#### 【あ行】

#### ◆アンコンシャス・バイアス

無意識の偏見。思い込み。「〇〇であるべき」「〇〇のくせに」「普通は〇〇だ」など、過去の経験から気づかないうちに身につけているものの見方や偏りのこと。

#### ◆育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。 仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4年4月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。

#### **♦**SNS (エス・エヌ・エス)

Social Networking Service の略称。

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供している。

#### **♦**SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の目標(ゴール)と 169 の達成基準(ターゲット)から構成される国際社会共通の目標。

【17の目標】1 貧困をなくそう、2 飢餓をゼロに、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等を実現しよう、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国の不

平等をなくそう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、16 平和と公正をすべての人に、17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### **♦**NPO (エヌ・ピー・オー)

Non Profit Organization(非営利団体)の略称。 ボランティア活動などの社会貢献活動を行う 営利を目的としない団体の総称。

#### ◆M字型曲線

女性の年齢別就労率(労働力人口比率、労働力率)を折れ線グラフでみた場合、学卒後と子育て後終了後を2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうど M の字のような形になっているこという。

#### **◆**L G B T (エル・ジー・ビー・ティー)

レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシュアル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

- ・レズビアン:女性を好きになる女性。(性自認 が女性で、性的指向が女性に向いている人)
- ・ゲイ:男性を好きになる男性。(性自認が男性で、性的指向が男性に向いている人)
- ・バイセクシュアル:男性を好きになることも女性を好きになることもある人。
- ・トランスジェンダー:出生時に割り当てられた 性別とは異なる性別を自認する人。

#### ◆エンパワーメント

カ(パワー)をつけることの意。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

#### 【か行】

#### ◆固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのこと。女性が「固定的な性別役割分担意識」によって社会進出をはばまれてきた、ということはよくいわれるが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたといえる。

#### 【さ行】

#### ◆ジェンダー

「男性らしさ(こうあるべき)」「女性らしさ(こうあるべき)」といったような社会的、文化的、心理的に形成された性差のこと。生物学上の性を意味するセックス(Sex)と区別される。

#### ◆女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、昭和54年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の昭和60年に批准した。

### ◆女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律(女性活躍推進法)

女性が、職業生活において、その希望に応じて 十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備す るため、平成27年9月に公布された法律。国、 地方自治体や301人以上の大企業は、自社の 女性活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策 定・届出・周知・公表、女性の活躍に関する情 報公表などが義務づけられている。令和元年の 改正により、令和4年4月1日から一般事業主 行動計画の策定・届出、自社の女性活躍に関す る情報公表の義務の対象が101人以上の事業 主に拡大される。

#### ◆ストーカー規制法

正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定め、平成12年に成立した法律。ストーカーとは、一方的に関心をいだいた相手がいやがるにもかかわらず執拗につきまとう人のことをいう。

### ◆政治分野における男女共同参画の推進に 関する法律

平成30年5月に公布・施行された法律。衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

#### ◆セクハラ

セクシュアル・ハラスメントの略称。

性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させること」と考えられている。

#### ◆選択的夫婦別姓制度

結婚する際に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に 選べる制度のこと。

#### 【た行】

#### ◆男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布・施行された。

#### ◆男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。

#### **◆**DV(ディー・ブイ)

ドメスティック・バイオレンスの略称。

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」のこと。「暴力」とは、身体に対する暴力またはこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指す。

#### ◆デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のこと。

#### 【は行】

#### ◆パートナーシップ制度

自治体が性的少数者のカップルなどの相互関係を認める制度。お互いを日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーとして自治体に宣誓することで、受領証や証明書を受け取ることができ、公的サービスなどの利用が可能になる。なお、法律上の婚姻とは異なるため、法的効力はない。

### ◆配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等 に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係わる通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図ることを目的と する法律。

「配偶者」には事実婚を含む。男性、女性の別は問わない。また、離婚後(事実上の離婚を含む)も引き続き暴力を受ける場合を含む。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者については、法律を準用することになっており、保護命令の対象等となる。

#### ◆配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、(1)相談や相談機関の紹介、(2)カウンセリング、(3)被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、(4)自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、(5)被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、(6)保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行う。都道府県の婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成19年の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果たすよう努めるものとされた。

#### ◆パワハラ

パワー・ハラスメントの略称。

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為のことをいう。

#### ◆ファミリー・サポート・センター

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を行う組織。子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行っている。

#### 【ま行】

#### ◆マタハラ

マタニティ・ハラスメントの略称。

女性の妊娠・出産を理由に解雇や降格といった 不当な扱いや、精神的・肉体的な嫌がらせのこ とをいう。また、マタニティ(母性)に対して、 男性が育児のために休暇や短縮勤務を取得す ることを妨げたり、嫌がらせすることをパタニ ティ(父性)・ハラスメントという。「パタハラ」 と略して使用されることもある。

#### ◆メディア・リテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす 能力のこと。メディアの特性や利用方法を理解 し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、 あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択し て活用する能力のことをいう。

#### ◆メンタルヘルス

精神面における健康のことで、心の健康、精神 衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、 ストレス、悩み、などの軽減・緩和とそれへの サポートのことをいう。うつ病などの心の病気 (精神疾患)の予防を目的とした場面で使われ る。

#### 【ら行】

#### ◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。 個人、特に女性が生涯に渡って、身体的・精神 的・社会的に良好な状態であることをリプロダ クティブ・ヘルス、また、主体的に自らの身体 について自己決定を行い、健康を享受する権利 をリプロダクティブ・ライツという。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

#### ◆ロールモデル

具体的な行動や考え方の模範となる人のこと。

#### 【わ行】

#### ◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

### 第四次大泉町男女共同参画推進計画

令和3年3月発行

発 行 大泉町

編 集 企画部多文化協働課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出 55番 1号

TEL 0276-63-3111 (代表)

# 第四次大泉町男女共同参画推進計画

